

外 貨 定 期 預 金（自 動 継 続）規 定

1. （取引時確認）

- （1） 預金口座の開設等には法令で定める取引時確認を行います。
この場合、確認に必要な資料の提示または提出を求めます。
- （2） 日本国籍を保有せずに本邦に居住している場合は、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。

2. （自動継続）

- （1） この預金は、証書記載の満期日に、あらかじめ指定された期間（以下、「預入期間」といいます。）の外貨定期預金に自動的に継続します。この場合、継続後の満期日は、証書記載の継続前の満期日の「預入期間」後の応答日（以下、「この応答日」といいます。）とします。継続後の預金についても同様とします。
- （2） この預金の継続後の利率は、満期日における当金庫所定の利率とします。
- （3） 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の2営業日前までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- （4） （1）の場合で、この応答日が当金庫の休業日となるときは、この応答日の翌営業日を満期日とします。

3. （利息）

- （1） この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数及び証書記載の利率（継続後の預金については上記2.（2）の利率）によって計算し、満期日に元金に組入れて継続します。
- （2） 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日の当該外貨普通預金の利率により計算します。
- （3） この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日の当該外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- （4） この預金の付利単位は当該外貨10通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

4. （手数料）

この預金の預け入れ、または解約については当金庫所定の取扱手数料をいただきます。

5. （反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第7条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからFのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからFのいずれにでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

6. （取引の制限等）

- （1） 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (2) 第1条第2項により、日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者が、在留資格及び在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出た場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 前1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫が金融犯罪もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、金融犯罪または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 取引に関して、詐欺的手法を用いる行為
- E. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- F. その他前各号に準ずる行為
- ④この預金が金融犯罪や経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑤この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ⑥この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
- ⑦この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- ⑧法令で定める取引時確認、または前条第1項もしくは第2項で定める当金庫からの求めによる各種確認への回答や提出された資料が偽りであることが判明した場合
- ⑨第4号から前号までのいずれかに該当する合理的な疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの各種確認や資料の提出の求めに応じない場合
- ⑩前条第1項から第3項までに定める取引の制限が解除されないまま1年を経過した場合
- ⑪前各号に準じ、預金者との取引を継続することが不適切であると合理的に認められる場合

8. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
また、第1条第2項で届出た、在留資格及び在留期間その他の事項に変更があった場合も当金庫所定の方法により届出てください。
- (2) この証書または印章を失った場合、この預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、改印手続き・再発行手続き後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書を再発行する場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。

9. (印鑑照合等)

この証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第2条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当

該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①第1項により相殺する場合の利息等については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別に定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

14. (準拠法、裁判管轄権)

(1) この預金には、上記規定のほか外国為替等に関する法令が適用されます。

(2) この預金に関し紛争が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2024年11月30日 現在)